



Q 私は、鳥取県内の電子部品を製造する会社で働いていますが、会社から電子部品製造業の最低賃金が改定されたと聞きましたが、鳥

取県の最低賃金と何か違いがあるのでしょうか。
A 最低賃金には、全ての労働者に適用される「地域別最低賃金」（鳥取県は、令和6年10月5日から957円）と、特定の産業に該当する事業場の労働者に適用される「特定（産業別）最低賃金」があります。両方の最低賃金が



最低賃金に種類があるか

適用される労働者には、気機械器具、情報通信機
 使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 鳥取県の特定（産業別）最低賃金は、次の2種類が定められています。
 ①電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 ②各種商品小売業
 このうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が令和6年12月19日から963円に改定されましたので、鳥取県内で電子部品・デバイス・電子回路、電

適用される労働者には、気機械器具、情報通信機
 使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。
 鳥取県の特定（産業別）最低賃金は、次の2種類が定められています。
 ①電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業
 ②各種商品小売業
 このうち、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金が令和6年12月19日から963円に改定されましたので、鳥取県内で電子部品・デバイス・電子回路、電

鳥取労働局労働基準部賃金室
 電話0857(29)1705